

第 4 5 号議案

豊川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

豊川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 5 月 1 3 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

豊川市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年豊川市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（市が行う後期高齢者医療の事務の特例）

- 8 当分の間、市は、第 2 条各号に掲げる事務のほか、広域連合条例附則第 5 条に規定する傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付に関する事務を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、市が行う事務に新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給申請の受付に関する事務を追加する必要があるからである。